

子どもを守る地域ネットワーク

機能していない自治体の場合

保育園・幼稚園の園長さんとのやりとり

Q「園で虐待ケースを経験したことは？」

A まったくない！

Q「風呂に入っていないとか、朝ご飯を食べてこないといったケースは？」

A 結構ある。

Q「そんなケースはどうするの？」

A ご飯を食べさせたり、保護者に注意したり……。でも、これくらいでは児童相談所に相談しても相手にしてもらえないし……。

ネットワークが機能すると……

「気になるケース」は、市町村の協議会の実務者会議などで検討

- ・ 来月の3歳児健診の際に、保健師が声をかけてみようか。
- ・ 未受診ならば、保健師が訪問することにしてはどうか？
- ・ 生活保護のケースワーカーと相談してみようか。

など

子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の運営のイメージ

○協議事項や地域の実情に応じて会議を設定し、効果的な情報交換、意見交換を進める。

代表者会議

協議会の構成員の代表者による会議であり、実際の担当者で構成される実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、年に1～2回程度開催される。

- ① 要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討
- ② 実務者会議からの協議会の活動状況の報告と評価

実務者会議

実際に活動する実務者から構成される会議であり、会議における協議事項としては例えば次のようなものが考えられる。

- ① 定例的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討
- ② 定期的に(例えば3か月に1度)、全ての虐待ケースについての状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を実施
- ③ 要保護児童対策を推進するための啓発活動
- ④ 協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告

個別ケース検討会議

※ 個別の要保護児童について、その子どもに直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、その子どもに対する具体的な支援の内容等を検討するために適時開催される。

※ 会議における協議事項としては次のようなものが考えられる。

- ① 要保護児童の状況の把握や問題点の確認(危険度や緊急度の判断)
- ② 援助方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
- ③ ケースの主担当機関とキーパーソン(主たる援助者)の決定
- ④ 実際の援助、介入方法(支援計画)の検討

※ 各関係機関の役割分担や次回会議の日程等、個別ケース検討会議で決定した事項については、記録するとともに、その内容を関係機関等で共有することが重要

※ 協議会は、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

※ この協力要請は、協議会の構成員以外の関係機関等に対して行うことも可能。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業のイメージ(平成20年度新規事業)

【次世代育成支援対策交付金】

【現 状】

- 子ども・子育て応援プランに基づき、平成21年度までに「子どもを守る地域ネットワーク」の全市町村への設置を推進中
⇒ 94.1%の市町村で設置(平成20年4月1日現在。虐待防止ネットワークを含む。)
- 調整機関への専門職員(コーディネーター)の配置促進が課題
⇒ 児童福祉司と同様の資格を有する者の配置は、12.3%(平成20年4月・調整機関担当職員の状況)
※ 上記に加え、保健師・助産師・看護師等何らかの専門資格を有する者を含めると51.0%

子どもを守る地域ネットワークの機能強化

基本事業

○専任の調整機関職員に対する専門性の向上を図る取組

- ・児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講
- ・児童福祉司と同様の資格を有している場合は、更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講



付加的事業

※基本事業の実施が要件

○地域ネットワーク構成員のレベルアップを図る取組

- ・アドバイザーとして学識経験者等の専門家を招き、研修会・講習会などを開催

○地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組

- ・地域ネットワークと訪問事業(生後4か月までの全戸訪問事業や育児支援家庭訪問事業等)の連携した取組

○地域住民への周知を図る取組

- ・地域ネットワーク活動や訪問事業活動について、地域住民への周知を図る取組